

栃木市農業委員会総会議事録

令和7年8月22日

栃木市農業委員会事務局

栃 木 市 農 業 委 員 会 総 会

開催日時 令和7年8月22日（金） 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎5階 501会議室

出席委員

1 若色 昭松	2 五十畑 節子	3 石塚 一彦	4 泉田 裕美
5 小林真理子	6 大塚 幸八	7 糸井世志江	8 毛塚 登
9 青木 則夫	10 田谷 安久	11 田中 徹	12 野尻 真悟
13 生澤 良一	14 鈴木美智子	15 巻島 陽一	16 大谷 朗
17 早乙女とみ	18 渡邊 昭男	19 中田 秀雄	20 田中 健一
21 縫村 啓子			

欠席委員 なし

農業委員会事務局職員

事務局長	熊倉 宜和	次長兼農委総務係長	高久 完治
農地調整係長	田沼 篤	主 査	佐藤 真沙人
主 任	岡 剛伯	主 事	五十畑 博規

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第5号	非農地証明願について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案（所有者不明農地）に対する意見について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第5号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第6号	農地法第3条の規定による許可の取消報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和7年8月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、6番大塚幸八委員、7番糸井世志江委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。

議 事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

五十畑主事

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が10件、使用貸借権の設定が1件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、大宮町を中心に米を作付しています。申請地でも米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2 番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、大宮町を中心に米・ジャガイモを作付しています。申請地では、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3 番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、大宮町を中心に米・ジャガイモを作付しています。申請地では、ジャガイモを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4 番については、経営規模拡大のため、現在借りている農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、細堀町を中心に米を作付けしています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5 番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、木野地町を中心に苗木を作付けしています。申請地でも、苗木を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6 番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、川原田町を中心に米を作付けしています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7 番については、経営移譲年金受給のため、使用貸借権を再設定する申請です。

譲受人は、野中町を中心に米を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、尻内町を中心にそば・麦・大豆・ネギを作付けしています。申請地でも、そば・麦・大豆を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、都賀町木を中心に米を作付けしています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、大平町西山田を中心に多肉植物を作付けしています。申請地でも、多肉植物を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

11番については、居住地に隣接する農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、非農家ですが耕運機を所有しており、申請地では、大根・白菜・ネギ等を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上11件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(渡邊委員)

今回の北部調査委員長の18番渡邊です。

今回は私と7番糸井委員、10番田谷委員の3名と事務局2名で、20日水曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が8件、使用貸借権の設定が1件の合計9件の申請がありました。

	書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、 現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可 することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願 いします。
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。
南部調査委員長 (泉田委員)	今回の南部調査委員長の4番泉田です。 今回は私と9番青木委員、12番野尻委員の3名と事務局2名で、 21日木曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告 いたします。 今回南部は、所有権移転の申請が2件ありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現 地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可す ることが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願 いします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ござい ませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決定 いたしました。
議 長	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」 を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
岡主任	議案書の5ページをご覧ください。 今回は、2件の申請がありました。申請者・土地の表示等について は記載のとおりです。 1番については、一般住宅への転用です。地図は1ページです。

事業計画者は、岩舟町のアパートにて、妻と子の3名で居住しておりますが、現在の住居では手狭であり、将来の生活を考え、住宅の建築を計画しました。

申請地は自身が経営する飲食店に隣接するため、私生活及び店舗運営上最適であるため選定しました。

なお、許可を得ず一部店舗用の駐車場として利用しまったことについては申請者の始末書が添付されております。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併処理浄化槽処理後市有水路へ放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、店舗敷地への是正の転用です。地図は同じく1ページです。

事業計画者は、岩舟町静の申請地の隣接地にて飲食店を営んでおります。

申請地は現在利用している来客用駐車場の一部であり、店舗敷地の拡張として今回計画しました。

なお、許可を得ず一部店舗用の駐車場として利用しまったことについては申請者の始末書が添付されております。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、既存敷地の拡張として、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併処理浄化槽処理後市有水路へ放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上2件の申請については、他法令の許認可の見込み等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(泉田委員)

今回南部は、一般住宅が1件、店舗敷地が1件、合計2件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許

	可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号１番、２番について、２番五十畑職務代理者お願いします。
五十畑職代	２番五十畑です。 １番、２番の案件ですが、一般住宅への転用と店舗敷地拡張ということで、事務局および調査委員長の説明のとおりです。何の問題もないと思われますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第２号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認め、議案第２号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
佐藤主査	議案書の７ページをご覧ください。 今回は８件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 １番については、店舗への転用です。地図は２ページです。 事業計画者は、栃木市大宮町の自宅を本拠地とし、家庭用電気機器の販売及び設置業を営んでおります。 事業の効率化を図るため、新たに家庭電器具店の建築することを計画しました。 申請地の周辺は住宅地や事務所が多く、販売店舗として好立地な場所であることから、申請地を建築地として選定しました。 農地の区分は、下都賀庁舎からから３００ｍ以内の第３種農地で

あり、原則許可です。

取水は上水道、排水は敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、太陽光発電設備への転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。環境にやさしく、災害時にも役立つと考え、地域社会の貢献のため申請に至りました。申請地は日当たりが良く、隣接地に影響を及ぼす可能性が低いことから、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性がないため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、太陽光発電設備への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。地球のエネルギー問題に対して少しでも貢献したいと考え、太陽光発電事業の申請に至りました。申請地は付近に高い建物が無く、日照を十分に得ることができるため、事業地として選定しました。

農地の区分は、野州大塚駅から500メートル以内の第2種農地であり、土地の代替性がないため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、太陽光発電設備への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。地球のエネルギー問題に対して少しでも貢献したいと考え、太陽光発電事業の申請に至りました。申請地は付近に高い建物が無く、日照を十分に得ることができるため、事業地として選定しました。

農地の区分は、野州平川駅から概ね550m以内の第2種農地であり、土地の代替性がないため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、太陽光発電設備への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、令和6年8月に太陽光発電設備を目的とした5条転用許可を受けていましたが、今回、隣接する農地も併せて太陽光発電設備として整備するため、面積を拡大し許可を得ようとするものです。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。

なお、議案第4号1番が関連議案となっております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

岡主任

6番については、資材置場兼駐車場への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、平成20年に群馬県で中古車の買い取り販売、及び輸出する法人を設立し、平成31年に国道50号線沿線の同区域内に移転して現在に至ります。

販売ルートが多様化・細分化する今日の需要に対応するため、ストックヤードへ資材をプールしておくことが必要であり、それがそのまま事業の拡大に大きく影響するため資材置場を整備することを計画しました。

申請地は現在の会社から国道50号線を南北に隔てた近接地にあり、管理上の諸問題や、十分なスペースを確保できることから申請地を事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、隣接地する土地と一体として同一の事業目的に供するため、不許可の例外規定に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

続いて7番になりますが、8番と関連する案件となり、8番の事業に伴う一時転用となるため、先に8番からご説明いたします。

8番については、幼稚園への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、同地において幼稚園を営んでおります。

議長

北部調査委員長
(渡邊委員)

現在の園舎は昭和 62 年に建築し、築 37 年を経過しており、建て替えが必要となったことから幼稚園を建設することを計画しました。

申請地は現在の敷地に隣接しているため事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり が 1 Oha 以上の第 1 種農地ですが、土地収用法に該当する事業であるため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併浄化槽より市有水路、雨水は浸透施設により敷地内処理です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7 番については、資材置場兼駐車場への一時転用です。地図は同じく 7 ページです。

事業計画者は、宇都宮市に本社をかまえる総合建設業社。

幼稚園新築工事を施工するにあたり、現場事務所、資材置場、作業員駐車場が必要となり、申請地は施工現場に面しており、既存の幼稚園利用者との導線も分けがけるため、安全を考慮し、申請地を事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり が 1 Oha 以上の第 1 種農地ですが、一時的な利用に供するものであり、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であるため、不許可の例外規定に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上 8 件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

今回北部は、店舗が 1 件、太陽光発電設備が 4 件の合計 5 件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願

	します。
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。
南部調査委員長 (泉田委員)	今回南部は、資材置場が1件、資材置場兼駐車場の一時転用が1件、幼稚園が1件、合計3件の申請がありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、20番田中委員お願いします。
田中委員	20番田中です。 1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。何の問題もないと思われますので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	番号2番について、12番野尻委員お願いします。
野尻委員	12番野尻です。 2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりで、特に問題ないかと思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	番号3番、4番について、1番若色より報告いたします。 3番、4番の案件ですが、太陽光設備への転用で、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われますので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	番号5番について、14番鈴木委員お願いします。
鈴木委員	14番鈴木です。 5番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり、何の問題もないと思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	番号6番について、2番五十畑職代お願いします。
五十畑職代	2番五十畑です。

	6番の案件ですが、資材置場ということで、現地確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおりです。ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号 7 番、8 番について、9 番青木委員お願いします。
青木委員	9 番青木です。 7 番、8 番の案件ですが、現地確認してきて、事務局および調査委員長の説明のとおりです。何の問題もないかと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第 3 号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第 3 号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
佐藤主査	議案書の 10 ページをご覧ください。 今回は、1 件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1 番については、議案第 3 号 5 番でのご説明のとおりです。 以上 1 件の申請については、事業計画変更後の農地転用事業が許可基準により許可相当であると認められること等から、事業計画変更を承認することについてやむを得ないものと考えます。 以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結

	果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 (渡邊委員)	今回北部は、太陽光発電設備に関する事業計画変更の申請が1件ありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、14番鈴木委員をお願いします。
鈴木委員	14番鈴木です。 1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。何の問題もないかと思われます。皆様ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を、議題とします。 事務局より議案の説明をお願いします。
佐藤主査	議案書の12ページをご覧ください。 今回は、7件の申請がありました。願出人・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、地図は8ページです。 申請地は2筆で、航空写真等により、平成16年以前から宅地とし

て利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

2番については、地図は9ページです。

申請地は4筆で、航空写真等により、平成15年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

3番については、地図は10ページです。

申請地は2筆で、航空写真等により、昭和44年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

4番については、地図は11ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、昭和36年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

5番については、地図は12ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、平成10年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

岡主任

6番については、地図は13ページです。

申請地は2筆で、航空写真等により、平成16年以前から駐車場として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

7番については、地図は14ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、平成6年以前から宅地への進入路として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

	以上7件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われ ます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果 をお願いします。北部調査委員長お願いします。
北部調査委員長 (渡邊委員)	今回北部は、5件の申請がありました。 いずれも20年以上、宅地として利用されてきたことを理由として おります。 書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でな いと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま す。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願い します。
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。
南部調査委員長 (泉田委員)	今回南部は、2件の申請がありました。 1件は20年以上駐車場として、1件は宅地への進入路として利 用されてきたことを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でな いと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま す。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願い します。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、15番巻島委員お願いします。
巻島委員	15番巻島です。 1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。 特に問題ないかと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号2番について、12番野尻委員お願いします。
野尻委員	12番野尻です。 2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。 特に問題ないかと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長	番号 3 番について、6 番大塚委員お願いします。
大塚委員	6 番大塚です。 3 番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないかと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。
議 長	番号 4 番、5 番について、10 番田谷委員お願いします。
田谷委員	10 番田谷です。 4 番、5 番の案件ですが、現地確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないかと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号 6 番について、5 番小林委員お願いします。
小林委員	5 番小林です。 6 番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。何の問題もないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号 7 番について、3 番石塚職務代理者お願いします。
石塚職代	3 番石塚です。 7 番の案件ですが、現地確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおりで、何の問題もないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。（質疑なし）
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第 5 号について、原案の通り証明することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認め、議案第 5 号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市

		が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。 県農地中間管理機構に関する２５件であります。事務局の説明は省略します。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 （質疑なし）
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第６号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認め、議案第６号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第７号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案（所有者不明農地）に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
高久次長		議案第７号でお諮りする案件は、今年３月の総会で岩舟町古江及び都賀町家中の所有者不明農地について耕作希望者がいたため農地法３２条第３項の規定に基づき公示してよろしいかお諮りした案件です。 ４月と５月の２か月間の公示を行いました。権利を申し出る者がいませんでした。 栃木県農業公社の規定で、市が公示を行ってから４ヶ月以内に契約しなければなりません。 そのため、県の農業公社に賃料を払い、借人が今年１０月１日から５年もしくは３年の利用権設定を行うにあたり皆様にお諮りするものです。 なお、今後、亡くなった所有者と借人とで農業経営基盤強化促進法に基づく契約期間が残っている岩舟町の１筆と、農地法に基づく契約のため公示後１年間の申出期間を置いてから県の農業公社と契約する必要がある２筆については改めてお諮りする予定です。 以上、ご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

大塚委員	6 番大塚です。 所有者不明農地の手続きはもっと早く進められたのではないですか。そうすれば麦作で今年 6 月が締切の水田活用の直接支払交付金が受けられたのではないですか。
高久次長	公示後も県の利用権設定の裁定手続等があり、契約までには一定の期間が必要なためご了承ください。
議 長	他にございますか。 (発言なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第 7 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第 7 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	次に日程第 4 報告事項に入ります。 報告第 1 号から、報告第 6 号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。
議 長	報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、以上をもちまして、令和 7 年 8 月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後 3 時 46 分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員長 _____ (若 色)

署 名 委 員 _____ (大 塚)

署 名 委 員 _____ (糸 井)